横浜市自治会町内会館整備費補助事務取扱要領

制 定 平成3年4月1日 最近改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、横浜市自治会町内会館整備費補助要綱(以下「補助要綱」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この取扱要領における用語の定義は、補助要綱に定めるところによる。

(会館の施設)

- 第3条 会館は、原則として次の各号の施設を有するものとする。
 - (1) 集会が可能な会議室
 - (2) 玄関、台所(湯沸かし室)及びトイレ

(会館利用規約の確認)

第4条 総会などで会館利用規約を制定し、補助要綱に反する使用がなされないことを確認すること。

(区分所有者の団体が管理する集会所、集会室)

第5条 区分所有者の団体が、町内会等の整備について承諾していること及び工事費の負担について 確認するために、区分所有者の団体の総会の議事録、予算書及び決算書を提出すること。

(補助対象経費)

- 第6条 補助要綱に規定する補助対象経費とは、次に定める経費とする。ただし、購入に係る場合は 除く。
 - (1) 建築工事費
 - ア 仮設工事費
 - イ 基礎工事費
 - ウ 木工事費
 - 工 鉄骨工事費
 - オ 屋根・板金工事費
 - カ 建具工事費
 - キ 左官工事費
 - ク タイル工事費
 - ケ 塗装工事費
 - コ 内・外装工事費

- サ 家具工事費
- シ 雑工事費
- ス 運搬・雑費
- セ 諸経費
- (2) 電気設備工事費
- (3) エレベーター設置工事費
- (4) 給排水・衛生・ガス設備工事費
- (5) 冷暖房(空調)設備工事費
- (6) 特殊基礎工事費
- (7) 外構工事費
- (8) 倉庫工事費(会館と一体になった倉庫に限り、会館から分離、独立した倉庫は除く。)
- (9) 会館名称板
- (10) 第1号から第9号までの費用に係る消費税及び地方消費税相当額

(補助基準額)

第7条 補助要綱第6条第1項第1号の補助額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 新築

ア 1平方メートル当たり補助額

補助対象経費総額を延べ床面積で除して得た額の2分の1の額を1平方メートル当たり補助額とする。ただし、補助要綱第7条第2項に定める特殊基礎工事、同条第3項に定めるエレベーター設置工事並びに同条第4項及び第5項に定める外構工事に要する経費は除くものとする。

イ 補助額

補助額は、1平方メートル当たり補助額に新築する延べ床面積を乗じて得た額とする。

- (2) 建物購入又は建物区分購入
 - ア 1平方メートル当たり補助額

建物購入に要する経費を建物購入又は建物区分購入する延べ床面積で除して得た額の2分の 1の額を1平方メートル当たり補助額とする。

イ 補助額

補助額は、1平方メートル当たり補助額に建物購入又は建物区分購入する延べ床面積を乗じて得た額とする。

(補助限度額の特例)

- 第8条 補助要綱第7条の補助限度額の特例は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 補助要綱第7条第1項に定める複数の町内会等が共同で新築等を行う場合の補助限度額は、 次に定めるものとする。
 - ア新築等

対象となる整備は、補助要綱第6条第1項に定める新築、建物購入又は建物区分購入である。 この場合、建設費の負担割合に応じて町内会等ごとに補助するものとする。なお、複数の町 内会等が共同で整備するものであっても、増築、耐震補強工事及び修繕は、補助限度額の特 例の対象とはならない。

イ 補助限度額の特例

(ア) 補助限度額

1平方メートル当たり補助額に新築する延べ床面積又は建物購入、建物区分購入する延べ 床面積を乗じて得た額を限度とし、かつ、町内会等の補助金の総額は、この額を限度とする。

(イ) 町内会等ごとの補助額

町内会等ごとの補助額は、町内会等が負担する経費の2分の1とし、それぞれ町内会等ごとに1,500万円を限度とする。

(2) 特殊基礎工事

ア 補助要綱第7条第2項に定める新築等で特殊基礎工事を施工する場合とは、新築する場合で、 会館建設用地が軟弱地盤や斜面地など地盤・敷地条件により特殊な基礎工事の施工が必要な場 合をいう。

- イ 補助要綱第7条第2項に定める特殊基礎工事費が基礎工事費に含まれる場合、建築面積に 12,000円を乗じて得た額を基礎工事費から減じた額を特殊基礎工事費とする。
- (3) 補助要綱第7条第4項に定める新築等で外構工事を施工する場合とは、新築する場合で、同時に施工する外構工事をいう。
- (4) 補助要綱第7条第5項に定める増築又は修繕で外構工事を施工する場合とは、増築又は修繕と同時に施工する外構工事をいう。
- (5) 補助要綱第7条第6項に定める2種類以上の整備を行う場合の整備とは、増築、耐震補強工事、購入及び修繕をいう。

(修繕の対象工事)

第9条 修繕の対象工事は、次に定めるものとする。

- (1) 屋根の修繕
- (2) 外壁の修繕
- (3) 内装の修繕
- (4) 建築物本体の修繕
- (5) 建築設備の修繕
- (6) 建築物付帯設備の修繕
- (7) 外構工事
- (8) その他区長が認めた工事

(補助申請の制限)

第10条 補助を受けてから5年を経過していない町内会等が補助申請することができる「特別な理

由」とは、災害等不可抗力により会館が滅失又は毀損した場合をいう。

(神社社務所等との分離)

第11条 神社、寺から敷地を借地して会館を整備する場合は、社務所等と併設して整備してはならない。また、敷地についても神社等の敷地と明確に区分しなければならない。

(会館用地借用の所有権確認)

第12条 修繕を除く整備を行うために用地を借用する場合は、補助申請書に土地使用承諾書等を添付させるとともに、土地の課税台帳や登記簿謄本等により、土地使用承諾書等の署名人が借用する用地の土地所有者であることを確認すること。

(火災保険加入の確認)

第13条 会館整備費補助を受けた会館について、工事等収支決算書に火災保険の保険証書の写し等 を添付させるとともに、火災保険に加入したことを確認すること。

(会館以外の施設との合築)

第14条 町内会等以外の団体との合築の場合は、構造上及び利用上明確な独立、分離がされている ことを確認することとし、それぞれ区分所有をすること。

(建物区分購入の要件)

- 第15条 建物区分購入の要件は、次の各号に定めるものとする。
 - (1)地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地縁による団体として認可を受けた町内会等であり、かつ、区分所有者の団体の総会等で、当該建物区分を町内会等の会館として使用することが認められていること。
 - (2) 区分所有者の団体の承認と、経費負担について確認するために、総会の議事録及び予算・決算書を区長に提出すること。
 - (3) 購入後、速やかに認可地縁団体名義での建物登記簿謄本を区長に提出すること。

(土地付き建物購入の要件)

第16条 契約締結前の売買契約書に、建物部分と土地の経費を分けて明記すること。

(市内事業者であることを証する書類)

- 第17条 要綱第8条第3項に規定する市内事業者であることを証する書類とは、次の各号に定めるいずれかの書類とする。
 - (1) 横浜市有資格者名簿
 - (2) 国税庁法人番号公表サイトの「本店又は主たる事務所の所在地」がわかる部分の写し
 - (3) 横浜市内の事業者であることの誓約書(第1号様式)(ただし、有資格者名簿に搭載されず、

登記もしていない場合に限る。)

(区長による工事完了検査の実施)

第18条 区長は、要綱第19条第1項に基づく工事完了検査を行った場合は、工事完了確認書(第2号 様式)を作成するものとする。

(会館の貸与)

- 第19条 要綱第26条第1項及び第27条第1項第3号に規定する区長が認める場合とは、次にあげる条件を満たす場合をいう。なお、財産の処分制限期間を経過した会館または第23条第2項の規定に基づいて補助金の返還を行った会館については、この限りではない。
 - (1) 補助事業者が貸与できる面積は、延べ床面積の概ね2分の1を超えない範囲において、必要 最小限とし、自治会町内会の運営に支障のない範囲とする。
 - (2) 貸与の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。
 - ア 地域活動を振興し、もって地域住民の福祉の向上や共助による減災に向けた取組を進める活動をする団体
 - イ 団体の役員の半数以上が同一区内の自治会町内会の構成員である団体
 - ウ 政治、宗教、専ら営利活動を目的としない団体

(会館の貸与手続)

- 第20条 補助事業者は、前条第1項第2号に該当する団体に貸与かつ占用させる場合は、自治会町内会館貸与承認申請書(第3号様式)に次の各号に定める書類を添付し、区長に申請するものとする。
 - (1) 団体の運営状況が確認できる書類(総会資料、規約等)
 - (2) 団体の役員が同一区内の自治会町内会の会員であることを証する書類
 - (3) 貸与の対象となる会館の図面(貸与部分を明記すること)
 - (4) 補助事業者が、会館の貸与について意思決定したことを証する書類
 - (5) その他区長が必要とする書類
- 2 区長は、会館の貸与について承認する場合は、自治会町内会館貸与承認書(第4号様式)を交付する。
- 3 区長は、会館の貸与状況について、必要な調査を行うことができるものとする。
- 4 区長は、補助事業者及び貸与の対象となっている団体が申請内容と異なる使用をしている場合、 承認を取り消すことができるものとする。
- 5 第1項に定める占用とは、会館の一部を独占的かつ継続的に使用することをいう。

(貸与の承認期間)

- 第21条 貸与の承認期間は、3年間とし、再承認を妨げない。ただし、区長が必要と認める場合は、 これを短縮することができる。
- 2 再承認については、期間が満了する日の3か月前までに申請するものとする。

(会館の利用状況の報告)

第22条 補助事業者は、原則として、3年ごとに利用状況報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。報告を要する期間は、補助を受けた年度の翌年度から10年間とする。

(補助金の返還)

- 第23条 横浜市補助金等の交付に関する規則(以下「補助金規則」という。)第20条の規定により、 補助金等の交付の決定が取り消され、かつ、補助金が既に交付されている場合は、補助金等の交付 の決定が取り消される事由が発生した日を起算日として、補助金の返還額等を算出するものとする。
- 2 補助金の一部返還を求める場合の返還額は、補助要綱第10条で定める処分制限期間に応じて、既に交付した補助金額から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」による定率法の償却率を用いて算出した金額を差し引いた金額とする。

附則

- この要領は、平成3年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成6年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成7年12月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年8月17日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 (施行期日)
- 0,2147,74117
- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、施行日の前日までに補助の事前の申出を行い、かつ補助金の交付決定を 受けていない者に対する補助金の交付決定その他の手続きは、なお従前の例による。
 - ただし、改正後の横浜市自治会町内会館整備費補助事務取扱要領第19条、第20条、第23条の規 定については、これを適用する。
- 3 この要領の施行の際、現にこの要領の改正前の横浜市自治会・町内会館整備費補助事務取扱要領の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者は、改正後の横浜市自治会町内会館整備費補助事務取扱要領の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者とみなす。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

【注意】

全ての項目を町内会等でなく、100万円以上の工事等の受注を行う入札参加事業者または見積提示事業者が記入してください。

この様式は、事業者が有資格者名簿に搭載されず、登記もしていない場合に限り使用します。

横浜市内事業者であることの誓約書

私は、横浜市自治会町内会館整備費補助事業補助金の申請にかかる次の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、主たる営業の拠点を横浜市内において事業を行っていることを誓約します。

入札・見積案件名:							
申請自治会町内会名:							
<u> </u>							
申請自治会町内会会長名:							
※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、 れる場合があります。	、上	記案件	に係る	補助	金の交	付が取り	消さ
					年	月	日
(見積提出事業者)							
所 在 地							
商号・屋号							
代表者職・氏名							

工事完了確認書

自治会町内会館整備費補助事務取扱要領に基づき、 年 月 日に次のとおり工事の完 了状況を確認しました。

了状況を確認しました。									
団 体	名								
代 表 者 氏	名								
建物の所在	地	横浜市		<u> </u>					
整備内	容	□増築	□修繕						
建物の構	造		造	平屋•	階建	面積		m	2
整備費(請求額	į)							円	(消費税込み)
補助対象整備	費							円	
補助金交付 (予定)	額							円	
特 記 事	項								
【確認結果】(各確認事	項に分	・) て 写	直を添付	してくだ	`さい)				
確		事項	× 5 11/11	0 (\ //_	確認結果		備考	(特記	事項)
					□ 適□ 否				
					□ 適 □ 否				
					□適				
					□ 否				
					□否				
					□適□否				
【当日の確認者】									
I -		所	属(役職	哉・補職)			氏		名
自治会町内会関係者									
施工業者関係者									
区役所									
					<u>'</u>				
確認結果									
上記について提出書類	及び現	地を確認	したとこ	ろ					

確認結果
上記について提出書類及び現地を確認したところ
□ 建設工事が、補助決定した内容のとおり適正に行われたことを確認しました。
□ 建設工事の内容について再確認を要します。

自治会町内会館貸与承認申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

(申請者) 団 体 名 代表者氏名 代表者住所 横浜市 区

横浜市自治会町内会館整備費補助事務取扱要領に基づき、会館の貸与承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 貸与する会館

(会館名)

(所在地) 横浜市 区

2 貸与契約の当事者

(賃貸人) 団体名称

職·氏名

印

(貸借人) 団体名称

職・氏名

囙

3 貸与する面積(図面により貸与部分を明示すること)

 m^2

4 貸与期間

年 月 日~ 年 月 日

5 貸与にかかる使用料

(月額) 円

- 6 貸与の目的
- 7 添付書類
 - (1) 団体の運営状況が確認できる書類
 - (2) 団体の役員が同一区内の自治会町内会の構成員であることを証する書類
 - (3) 貸与対象となる会館の図面(貸与部分を明記すること)
 - (4) 補助事業者等が会館の貸与について意思決定したことを証する書類
 - (5) その他区長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

自治会町内会館貸与承認書

団 体 名 代表者氏名

横浜市 区長 印

年 月 日に申請がありました(会館名) の貸与につきましては、横浜市自治会町内会館整備費補助事務取扱要領に基づき、次の条件を付して承認します。

1 貸与承認面積

 m^2

2 貸与承認期間

年 月 日~ 年 月 日

- 3 貸与承認の条件
- (1) 本件は、申請内容の事業を行う場合以外には貸与できません。
- (2) 虚偽の申請をした場合には、貸与することはできません。
- (3) 貸与の状況について、関係職員による調査を行うことがあります。
- (4) 貸与承認期間内に事業計画等申請内容を変更しようとするときは、速やかに区役所地域振興課に申し出てください。
- (5) 貸与による使用の実態が申請内容と異なる場合、承認を取り消すことがあります。

(報告先)

区 長

(報告者) 団 体 名 代表者氏名 代表者住所 横浜市 区 電話

自治会町内会館利用状況報告書

横浜市自治会町内会館整備費補助要綱第26条第3項の規定に基づき、会館の利用状況を次のとおり 報告します。

1	調査対象年月
_	Nul TT //1 SV 1 / 1

年 月分

2 開館日数

日間

3 利用状況

利 用 団 体 名	利用回数	備 考

(記入にあたって)

- ①自治会町内会の会合(役員会や専門部会等)についても記入してください。
- ②行が足りない場合、追加して記入してください。
- ③利用状況の内容について、調査を行うことがあります。